

施策評価シート(平成21年度の振り返り、総括)

作成日 平成 22 年 6 月 29 日

施策No.	5	施策名	低所得者の自立支援		
主管課名	町民福祉課 (福祉医療グループ)	主管課長名	関 章二		
関係課名	子育て健康課(健康推進G)				

施策の目的 【対象】	低所得者 ①生活保護が必要な世帯 ②生活保護世帯 ※低所得者＝生活保護受給者 ※いわゆる生活困窮者対策については各施策において検討する。	対象指標名	単位	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 見込み	23年度 見込み
		低所得者数(生保世帯)	世帯	65	74	74	69		
被保護人員数	人	76	87	85	82				

施策の目的 【意図】	①最低限度の生活ができるようにする。 ②経済的に自立してもらう。	成果指標名	単位	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標
		①生活保護率	‰	3.3	3.8	3.9	3.8		
②新たに生活保護になった世帯	世帯	20	22	10	10				
③生活保護から抜けた世帯数	世帯	7	18	12	14				
成果指標の把握方法と算定式等	沼田保健福祉事務所から入手	④経済的に自立して生活保護から抜けた世帯数	世帯	4	4	3	3		

成果指標設定の考え方	①生活保護率＝被生活保護人員数÷人口 ※最低限度の生活とは、生活保護による生活のことをいう。 ④経済的に自立して生活保護から抜けた世帯とは、県の廃止理由のうち「働きによる収入の増加・取得」「社会保障給付金の増加」に該当するもの(県で把握している)
------------	--

施策成果向上にむけた住民と行政との役割分担	<p>1)住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)</p> <p>①相談の機会や支援制度を活用し、助言によって生活の安定をめざす。 ②生活保護にならないようにできる限りの努力をする。</p> <p>2)行政の役割 (町がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>町の業務は経由事務のみ。したがって許認可権限はないため県との綿密な連携が必要。※市になると権限を保有しているため県との連携は少ない。</p> <p>①県福祉事務所と民生委員・児童委員との連携により生活保護制度の適正な運用に努める。 (生活困窮者の把握と調査は町の民生委員等が行い、本人が申請する場合は県に仲介する。その後、県福祉事務所が生活保護の資格調査と認定判断を行う。町は県調査に同行する)</p> <p>②被保護者や低所得者の生活自立を支援する。 (被保護世帯については県が月1回訪問指導を行う。民生委員は低所得者に対して自立支援を行う)</p>
-----------------------	---

21年度の 評価結果	<p>1. 施策の成果水準とその背景・要因</p> <p>1) 現状の成果水準と時系列比較</p> <p>①21年度の生活保護率は3.8%、20年度3.9%である。保護世帯数は74世帯から69世帯と減少、保護人員は85人から82人と減少している。保護率は微減となっているが、実態は横ばいといえる。</p> <p>②生活保護から抜けた世帯は21年度に14世帯あり、そのうち経済的に自立して抜けた世帯は3世帯であり横ばいである。当町では、景気の善し悪しにあまり現状では関係してないといえる。</p> <p>2) 他団体との比較</p> <p>①生活保護率は利根郡内の町村平均が3.0%、片品村2.0、川場村3.0、昭和村1.4であり、みなかみ町は高い水準にあるが、21年度で比較すると県平均が5.7%に比べてみなかみ町は3.8%と低い。生活保護世帯は比較的就業機会のある都市部に多く、近隣町村に比べるとみなかみ町は温泉地があることが要因と考えられる。地区別にみても温泉地に多い。</p>
	<p>2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括</p> <p>1) 21年度は生活保護を受けているひとり暮らしの高齢者1名(1世帯)を老人ホームに措置入所し、生活保護を廃止した。また、稼働収入、障害年金受給、自ら辞退するなど3世帯が経済的に自立した。</p> <p>2) 民生委員による訪問を通じて、新たに10世帯について生活保護を開始した。生活保護に認定された世帯に対して、保護費が支給されている。また低所得者の生活相談については民生委員や心配ごと相談事業で対応している。</p> <p>※行旅人に対する支援事業もこの施策の事業(交通費を貸与する)</p>
	<p>3. 施策の課題認識と改革改善の方向</p> <p>1) 生活保護対象者は高齢者が多く、死亡等による廃止はあるが、全体的には高齢化にともない増加することが予測される。また、近年の景気の悪化及び観光客の減少により、観光産業就業者の雇用情勢が悪化しつつあり、低所得者が増えることが予想される。保護が必要な世帯に対しては、漏れのないように把握と支援を行っていくことがさらに重要になる。</p> <p>2) 諸事情により就業できなくなった保護世帯に対しては、保護理由となった諸事情の解消と就業に向けての支援を行い、高齢者の保護世帯に対しては適切な保護や措置を行っていく。生活保護の理由としては病気、障害等が多く見受けられる。</p> <p>3) 引き続き県との連携は重要である。</p>